

令和8年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業 Q&A

カテゴリ	質問	回答
対象事業者	応募事業者の要件は何か。	高付加価値製品の製造を行う事業者又はデータセンター事業者を対象としている。
	そもそも高付加価値製品の定義は何か。	詳細は公募要領で提示するが、①市場の成長性、②事業そのものの競争力、③リスクを取った投資であるか(＝補助金の必要性)等を総合的に評価していく。評価指標についても検討中であるが、例えば既存の他補助金では、成長性を図る指標として、事業の売上高成長率、付加価値額等の指標を求めており、こうした制度も参考にしつつ設計を進めている。(例)大規模成長投資補助金 https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/outline_4ji.pdf
	高付加価値製品の製造を行うための設備投資に対する補助について、応募可能な事業者は製造業に限られるのか。製造業か否かは日本標準産業分類で判断するのか。	高付加価値製品の製造を行うための設備投資を行う事業者であれば該当し、主たる事業が製造業か否かは問わない。「高付加価値製品の製造を行うための設備投資」として支援対象となるか否かは、応募時の事業計画の内容を踏まえて外部審査委員会において判断されることになる。
	小売電気事業者が設備投資を行う需要家に代わって申請することは可能か。	設備投資を行う需要家自身が応募する必要がある。共同申請やコンソーシアムでの応募を認めるか等の詳細は公募要領において示す予定。
	需要家としての地方公共団体は補助対象になり得るか。	高付加価値な製品を製造する企業又はデータセンター事業者を対象としており、地方公共団体は想定していない。
	大企業、中堅/中小企業の定義は何か。	他補助金を参考にしつつ、以下の定義を想定している。中堅企業は日本経済の成長に大きく貢献する一方で、成長投資を十分に行えていないという課題に対応するため、中堅企業は中小企業と同等の補助率/補助上限額とする。 ※中堅企業:常時使用する従業員の数が2,000人以下であって中小企業を除く法人 ※中小企業:「中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人」。 ※みなし大企業:以下(ア)～(オ)のいずれかに該当する者。なお、ここでいう大企業とは常時使用する従業員の数が2,000人超の事業者を指す。 (ア)発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人 (イ)発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人 (ウ)大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人 (エ)発行済株式の総数又は出資金額の総額が(ア)～(ウ)に該当する法人の所有に属している法人 (オ)(ア)～(ウ)に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人
	大企業2社が51%/49%出資して設立されたJVの場合、みなし大企業として、大企業扱いとなるのか。	大企業扱いとすることを想定している。 ※みなし大企業:以下(ア)～(オ)のいずれかに該当する者。なお、ここでいう大企業とは常時使用する従業員の数が2,000人超の事業者を指す。 (ア)発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人 (イ)発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人 (ウ)大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人 (エ)発行済株式の総数又は出資金額の総額が(ア)～(ウ)に該当する法人の所有に属している法人 (オ)(ア)～(ウ)に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人
	外国資本の日本法人は、日本国内投資ということで対象となるか。	補助対象事業者は日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している民間事業者とすることを想定している。この要件に該当し、特段の事情がない場合には、外国企業でも申請は可能となる見込み。
	オンサイトやオフサイトでコーポレートPPA(CPPA)供給する際の再エネ電源の整備に係る費用は支援対象になる早期接続を目指して自営線マイクログリッド等を敷設した場合、対象となるか。 屋上の太陽光設備やディーゼルエンジンなどの自家発電設備を設置する場合に当該費用は補助対象となるか。	基本的には電源の整備ではなく高付加価値製品等の製造に係る設備投資を対象とすることを想定している。
「高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業」を行う研究開発施設の新設は補助対象となるか。	補助対象となるかどうかは、応募時の事業計画の内容を踏まえて外部審査委員会において判断されることになるが、基本的には、補助対象設備自体が高付加価値製品の製造に用いられることを想定している。	
何らかのロジック・定義に基づき高付加価値製品を既に製造している場合、その製造設備の経年化に伴う設備投資・更新についても対象となるか。	既設工場への製造ライン増設等の設備投資であっても、産業要件及び脱炭素要件に合致するものであれば補助対象とすることを想定している。ただし、単なる既存設備の老朽化対策のための投資は想定していない。	
既存工場へのライン増設や工場構内での新たな建物の増築等の追加投資も対象となるか。 老朽化による建物更新投資も対象となるか。	既設工場への製造ライン増設等の設備投資であっても、産業要件及び脱炭素要件に合致するものであれば補助対象とすることを想定している。ただし、単なる既存設備の老朽化対策のための投資は想定していない。	

補助対象経費	意思決定済の投資でも補助対象となるか。申請時において、意思決定前のものに限られるのか。	補助対象経費は交付決定時点で未発注のものである必要があるが、当該投資の意思決定時期については問わない予定。 案件の採択に当たっては、当該投資の実現可能性が高いものを優先することを検討中。
	設備投資について、公募への申請の段階で、FIDに近い段階まで意思決定している必要があるか。	
	補助金交付決定前から工場建物の改修工事を開始した場合でも、交付決定後に発注した生産設備は補助金申請可能か。	交付決定時点で未発注のものは補助対象経費となり得るが、案件公募の申請において補助対象とする事業範囲を予め示していただくことが必要。
	補助金対象設備の発注について、施工者の選定方法に条件はあるか。	検討中。必要な条件があれば公募要領において示す予定。
	補助金採択前に発注した設備投資は対象外とあるが、補助対象外である用地取得はどの段階にあることが求められるか。	用地取得費については補助対象経費としない想定であり、取得時期の制約はない。用地未取得の場合でも申請は可能であるが、投資案件の実現可能性が高いものを採択することを想定している。
	補助金申請時に工場用地の土地契約が未契約でも申請は可能か。	
	案件採択後に、予定していた設備投資を中止した場合のペナルティはあるか。	採択決定後に当該案件の設備投資を中止した場合は採択取り消しとなり得る。
	設備投資の完了時期について条件はあるか。新設工場の完工が令和13年度以降になっても良いか。	令和12年度中に補助対象経費の精算を完了させる必要があるため、当該期限内に合うように設備投資を完了することが必要。
令和9年度以降に運開する脱炭素電源の使用を予定している工場は支援対象になるか。	使用する電源の運開時期は令和8年度である必要はないが、本事業において確認が可能な期間内(補助事業完了後3年間のフォローアップ期間内)に当該電源からの電力の使用を開始していただく必要があるため、一定の要件を設けることを想定している。	
補助強度	中間とりまとめP49に示された支援強度の5類型で、補助割合等は具体的にどの程度異なるか。	製造事業者の場合、以下の補助上限額と補助率で検討しているが、詳細は公募要領にて提示する。 No.1 上限250億円、中堅・中小1/2、大企業1/3 No.2 上限250億円、中堅・中小2/5、大企業1/4 No.3 上限100億円、中堅・中小2/5、大企業1/4 No.4 上限50億円、中堅・中小2/5、大企業1/4 No.5 上限50億円、中堅・中小3/10、大企業1/5 No.は別添(中間とりまとめ)P.49の表を参照
	脱炭素要件と産業要件含めた総合評価で採択可否が判断されると理解しているが、より重要な要件はどちらか。	本事業はGX経済移行債を原資とした事業であるため、脱炭素と競争力強化の双方が重要である。
	脱炭素要件No1-5に関し、支援強度強弱の基準と理解しているが、No1の方がNo5に比べて、採択上の評価も高いという理解が良いか。	支援強度の高い案件(No.1～順)を優先的に採択することも検討しており、詳細は公募要領にて提示する。
	CPPAと脱炭素電力メニューが半々だった場合、補助上限や補助率はどうなるか。	CPPAや脱炭素電力メニューの各区分において求める要件については検討中だが、例えば使用電力の5割以上を新設電源とのCPPAで調達することをNo.1の要件とする場合、新設電源とのCPPAによる調達割合がそれ以上であれば支援強度のより高いNo.1で応募いただき、それに満たないCPPA割合であればNo.3で応募いただくことを想定している。 No.3の脱炭素電力メニューの場合は、脱炭素電力供給地域である特定の都道府県産の電力を一定水準以上利用することを要件とする予定だが、例えばその要求水準が5割以上であれば、それをCPPAや自家発電、非FIT非化石証書で埋めていただくことを想定している。
産業要件	「高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業」はどう定義される予定か。戦略17分野に關係する事業が優先されるのか。	戦略17分野か否かは問わず、その分野に成長性があるか、その事業に成長性があるか、リスクを取った投資であるかなどを総合的に評価していく予定。
	補助率の決定に際して価値として使用される『(C)使用する脱炭素電源の種類(新設・再稼働電源等)』については、経済産業省HP「GX戦略地域制度」に記載の『③脱炭素電源活用型(GX産業団地)』の『(別紙1)脱炭素電源と取り扱う電源種等について』と同様の判断基準で、『脱炭素電源と取り扱う電源種・新設・再稼働と取り扱う電源』と判断を受けるのか。	基本的には同様の判断基準を用いることを検討中。 URL: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gx_strategy_area/Besshi_1.pdf
	混焼のための改修は新設に含まれるのか。	脱炭素電源の新設・再稼働の定義については検討中だが、基本的には上述の『③脱炭素電源活用型(GX産業団地)』の『(別紙1)脱炭素電源と取り扱う電源種等について』において示したものと同様の基準を想定している。
	再稼働済の原子力発電所はどう扱われるか。	公募年度である令和8年度以降に新設・再稼働するものを「新設・再稼働」、令和7年度以前に稼働したものは「既設」と判断することを予定している。

脱炭素電源の定義	「水力発電所の増取水・増出力(リパワリング)案件」は、脱炭素要件 C)のうち、「新設・再稼働電源」か、「既設電源」どちらにて分類されるか。	水力発電所のうち、新設・再稼働に含める案件は、上述の『③脱炭素電源活用型(GX産業団地)』の『(別紙1)脱炭素電源と取り扱う電源種等について』に記載されている以下の案件と同様とする予定。 以下に当てはまらないリパワリング案件は既設電源に分類されることになる。 ・公募開始年度以降に運転開始する新設電源 ・公募開始年度以降に運転開始するリプレース電源(※1) ・公募開始年度以降に運転開始する、大規模改修電源(※2) ※1 水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの。 ※2 オーバーホール(水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理)を行う場合であって、主要な設備(発電機(固定子)、主要変圧器、制御盤)の全部を更新するもの。
	水素混焼発電も脱炭素電源として認められるか。	上述の『③脱炭素電源活用型(GX産業団地)』の『(別紙1)脱炭素電源と取り扱う電源種等について』と同様の判断基準を用いることを検討中。ただし、脱炭素電力として認められるのは、非化石燃料使用分に限る。
	「脱炭素電源と取り扱う電源種」リストに記載のない新たな脱炭素の発電技術を活用する場合はどう評価されるのか。	本補助金における「脱炭素電源」の範囲は、公募要領において示すリストに記載の電源種に限る予定。リストに記載のない発電技術の扱いについては現在検討中。
電力要件	CPPAではなく、自営線による再エネ特定供給でも可能か。	自己託送は再エネ賦課金が発生せず、託送料金のみで利用可能であることにより、既にCPPA等よりも有利なコスト構造を有するため、「PPA・自家発電」には含めないものとする。
	脱炭素電力メニューについて、FIT電源の環境価値を活用している場合は対象にならない等の制約はあるか。	要件の詳細は検討中だが、P49のNo.3の脱炭素電力メニューを活用する案件については、全量トラッキング付き非FIT非化石証書で賄う等の一定の制約を設けることを想定。なお、No.3以外の自家発電又はCPPAを活用する案件については、CPPA等により一定水準以上(例:5割以上)の電力を調達することを要件とする予定だが、その他の部分についてはFIT証書を活用して脱炭素電力100%を達成することも可能とする予定。
	使用する脱炭素電源はFIP電源や脱炭素電源オークションの落札電源でも良いか。補助金の重複受給とはならないか。	FIP電源や長期脱炭素電源オークションの落札電源も可とすることを想定している。なお、電源投資は本事業の補助対象外とすることを想定しているため、補助金の重複受給とはならない。
	使用する脱炭素電源はFITからFIP転した既設太陽光発電でも良いか。	FIP転した既設の脱炭素電源であっても電力要件を満たすために利用可能。
	グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジットの活用は可能か。	グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット等、国内の脱炭素電源由来の環境価値の購入も脱炭素電力調達の方法として認める方向で検討中。なお、「脱炭素電力100%」の要件を満たすためのものであるため、再エネ電力由来Jクレジット以外のJクレジットは認められない予定。
	今回のCPPAの定義には、バーチャルCPPAやオンサイトCPPAは含まれるか。	オンサイトCPPAとバーチャルCPPAはこのCPPAに含まれる。
	電気事業法上、小売事業者を介して電気を供給することが前提となると思われるが、「フィジカルCPPA」の定義はあるのか。	CPPAの対象範囲については案件公募までに決定する。一般的には需要家が発電事業者と長期契約を結んで脱炭素電力を購入するもの。発電事業者と需要家が双方を特定出来ていれば、小売電気事業者や特定卸供給事業者を介するものも認められる。
	「脱炭素電源100%」とは、いわゆるhourly-matchingまでを求めるものではなく、需要家の設備投資先事業所における年間の消費電力量と脱炭素電力供給量が一致していれば問題ないか。	ご認識のとおり。
	使用する電力の100%を工場立地地域の脱炭素電源から調達する必要があるのか。例えば、電源の立地都道府県に企業立地する場合であって、当該地域の脱炭素電源からのCPPAによる供給が70%で、不足する分を他県から受電する場合はどうなるのか。脱炭素電力メニューの場合はどうか。	具体的な水準については現在検討中であるが、立地都道府県内で100%賄うことまでは求めない予定。例えば、No.1・2の場合、立地都道府県内の電源とのCPPAによる調達の必要な水準(例えば50%)を超える部分については、他の地域の電源からの調達や脱炭素電力メニューを用いた調達を可能とすることを想定している。No.3の脱炭素電力メニューについても、例えば立地都道府県内の電源に由来する非FIT非化石証書を用いた調達が必要な水準(例えば50%)を超える部分については、他の都道府県の電源に由来する非FIT非化石証書を利用することを可能とすることを想定している。
	利用する脱炭素電源が当該都道府県の系統に接続されていない場合でも、工場立地と同じ都道府県内に所在する電源を活用すればNo.1～No.3の支援対象になるという理解で良いか。	ご認識のとおり。
新設の脱炭素電源を利用する場合、当該電源の電力供給が令和12年度までに開始される必要があるか。	使用する新設電源の供給開始時期は令和12年度を超えても良いが、本事業において確認が可能な期間内(補助事業完了後3年間のフォローアップ期間内)に当該電源からの電力の使用を開始していただく必要があるため、一定の要件を設けることを想定している。	
使用する新設電源の供給開始予定が補助対象となる設備投資の完了後でも問題ないか。その場合、新設電源の運開までの間は化石電源を含め他の電源から受電をして事業を開始することは可能か。	使用する新設電源の供給開始時期が設備投資の完了時期より遅くても問題ない。その場合、供給開始までの間については脱炭素電力メニュー等の代替措置で脱炭素電力100%という要件を満たす必要がある。代替措置の要件については今後検討の上で公募要領において示す予定。	

	使用する脱炭素電力の年間消費電力量(kWh)や最大電力(kW)について下限はあるか。	検討中。必要な条件があれば公募要領において示す予定。
	需要家の電力需要の規模に応じて、要件となるCPPA比率の達成難易度に大きく差が存在。要件において需要家の消費電力量の大きさは考慮されるのか。	非常に大規模な消費電力量となる場合にはCPPA比率の要求水準の低減を検討中。具体的には公募要領において示す予定。
	脱炭素電力100%という条件について、当該企業の全需要を脱炭素電力で賄うことが必要か。それとも設備を導入する事業所における全需要を賄えば足りるのか。	企業単位ではなく事業所単位で判定することを想定している。増築等の場合には、事業所内で既存設備と新築設備の使用電力を切り分けて調達・管理できるか等にもよるが、少なくとも増築部分の操業に用いる電力の全量を脱炭素電力にすることが必要と考えている。
	脱炭素電源100%活用を求められる期間についての要件はあるか。	使用する電源の運開時期は令和8年度である必要はないが、本事業において確認が可能な期間内(補助事業完了後3年間のフォローアップ期間内)に当該電源からの電力の使用を開始していただく必要があるため、一定の要件を設けることを想定している。
	CPPAの契約期間について何年契約とする必要があるか。新設電源と既設電源で求められる契約期間は異なるか。既設電源について電力会社が長期間の契約を提供していない場合にはどのように対応すれば良いか。	検討中であり、公募要領において示す予定だが、新設電源については10～20年程度の長期間の契約を求めることを想定している。既設電源については、個々の電源の種類や稼働年数等によって現実的に合意可能な契約期間が異なることが想定されるため、新設電源とは異なる要件設定を検討中だが、一回の契約期間が短くとも契約更新等の手段により長期間の利用を求めることを想定している。
	既に脱炭素電源を使用している工場内に新たに設備投資及び改修をする場合は対象になるか。	当該設備投資及び改修の対象となる事業において、産業要件を含む補助金の各種要件を満たした上で、引き続き脱炭素電源を使用する場合は補助対象となり得る。
	申請に当たって、脱炭素電力の供給契約について電気事業者と合意していることが必要か。	申請時点において電力事業者との協議を行い基本的な合意(LOI)が得られていることは必須とする。その上で、より確度の高い案件(供給契約を締結済である等)を評価・採択することを想定している。
自治体	脱炭素電力供給地域はいつ、どのような形で決定するのか。	脱炭素電力供給地域は電力調査統計における2025年の実績データを用いて算出した脱炭素電力自給率に基づいて指定し、事務局が公募時に提示する予定。参考として、2024年の統計データを基にした結果については、別添(中間とりまとめ)P.50を参照。
	No.4～5において、企業版ふるさと納税や地域共生基金への寄付等で求められる金額水準は幾らか。	検討中。目安とする水準を公募要領において示す予定。
	自治体が作成する脱炭素電源の供給増に係る計画については、No.1～No.5まで全てにおいて必要となるのか。	脱炭素電力の供給増を実効的に進めるためには、電源の立地や稼働に当たって都道府県が主体的に関与し、需要喚起と供給拡大、地域との共生を一体で進めることが不可欠であるため、都道府県に一定のコミットを求める。具体的には、既設電源を活用するNo.2、No.3、No.5に関して、脱炭素電源の供給増に関する数値目標と目標達成のための行動を掲げている新規又は既存の計画(例えば「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が策定している「地方公共団体実行計画(区域施策編)」又はそれに類する計画)を申請時に事業者を通じて提出いただくことを想定している。 新設電源活用型(No.1,4)については、当該新設電源の稼働により脱炭素電力の供給増が実現すると考えられるため、立地都道府県による供給増の計画の提出は求めないこととする。
フォローアップ	運開後の脱炭素電力100%の達成について、申請・採択の段階でどのようなコミットメントやペナルティを想定しているのか。	申請・採択時点で求める要件の詳細については現在検討中だが、基本的には、提案時の脱炭素電力調達に関する電気事業者との調整状況等の案件の具体性も勘案して評価を行い、案件採択時の計画に基づいて事業活動(電力利用)いただくことを想定している。予定したCPPAの対象電源の運開や稼働が計画通り進まなかった場合等、需要家の責めに帰すべきではない事由により計画が満たせない場合に代替手段などを使うことは許容しつつ、脱炭素電力100%ということは確実に達成してもらおう予定。ただし、特定の電気事業者を通じた電力調達まで求めるものではなく、補助金交付要件を満たす範囲内であれば事業者の置かれた事情に応じて交付決定後の計画変更が行われることも想定される。
	公募採択された事業者に、採択後に定期的に実績などを提出(報告)する必要などはあるか。	最長で補助事業期間5年＋フォローアップ期間3年の計8年間、電力要件の充足状況等についてフォローアップをさせていただきます事想定している。
スケジュール	どのようなスケジュールで進める予定か。	公募のスケジュールについては、年度内に補助金執行団体の公募を行った上で、来年度予算の成立後に補助金執行団体において必要な準備を行った上で、間接補助事業者の案件公募を行う予定。
	具体的なスキームを用いて本事業に適用可能か相談したいが、相談窓口はあるか。	下記ウェブサイトに記載のお問合せ先までご連絡ください。 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gx_strategy_area/subsidy/subsidy.html
	年度内に数回公募する可能性はあるか。	夏前に案件公募を行うべく準備を進める予定だが、公募を予め2回に分けて行うかどうかは現時点では決めていない。
	計画～建設～完工まで、相当の期間を要すると思われるが、補助期間はどの程度となるか。	補助期間は最長で令和12年度までの5年間。
	来年度以降の同様の申請機会はあるか。	現時点では未定。
	公募は来年度以降5年間、各年度に募集が行われるのか。	令和8年度内に総額2100億円の公募・交付決定を行い、令和9年度以降の最長4年間は投資実績に基づいて補助金を交付するのみ。

他事業との関係	GX戦略地域の類型③で選定された産業団地に入居する企業が脱炭素電力供給を受ける場合、類型④は適用されるのか。	当該事業者が本補助金の要件を満たして申請した上で、採択された場合は適用される。
	同一の補助対象に対して、他補助金と本事業との併用は認められるのか。	一般論として、他補助金と併用した結果、本補助金の目的から逸脱するものや、同一経費への併用(二重受給)は不可。それ以外は他補助制度次第(補助金の交付要綱・公募要領等に「併用不可」「他の国庫補助金との重複禁止」などの規定があればそれを優先)であるため、併用検討の場合は補助金の内容がわかる資料とともに事前にご相談いただきたい。
	本事業と大胆な投資促進税制との併用は可能か。	現在検討中だが、基本的には、同一設備・同一経費への国の重複支援(本補助金と税制)は不可とする方針。ただし、補助対象と税制適用対象の経費や工事範囲が明確に区分されており、重複する部分がないようであれば、併用できる可能性はある。このため、併用を予定されている申請者には本補助金の申請時に税制適用を受ける設備一覧や、どのように区分経理されているかがわかる資料等を事務局に提出いただくことを検討中。また、併用の可否は税制の運用にも左右されるため本補助金側だけでは判断できないところ、申請者から税理士や税制の所管省庁窓口にも確認をお願いしたい。